

県営まつぶし緑の丘公園 飲料水等自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

自動販売機 おおよそ幅1.30m×奥行0.90m×高さ2.00m以内

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

③ 電子マネー

交通系ICカードを含む3種類以上の電子マネーが使用できること。

(2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

③ その他

「令和7年度埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」の自動販売機の判断の基準に適合すること。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（（一社）全国清涼飲料連合会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（（一社）日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器

と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

(6) 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

(7) 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復しなければならない。

(8) 自動販売機設置に伴う事故

松伏町の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

(9) 商品等の盗難及び破損

① 松伏町の責に帰することが明らかな場合を除き、松伏町はその責を負わない。

② 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(10) 災害時における飲料水の無償提供

設置事業者は、災害時に自動販売機内の飲料水を無償にて提供するものとする。

(11) その他

① 新たに設置する自動販売機について

物件番号4及び5、10の設置場所は配置図に示すとおり。

ただし、安全対策等の理由により当該場所への設置が困難である場合は、事前協議のうえ、松伏町が認める範囲内での移動を可とする。

② 既存自販機の継続使用について

今回の選定の結果、現在の設置事業者が引き続き同じ物件番号を貸付されることになった場合、募集要項及び仕様書、提案書の内容を満たす自動販売機であれば、継続使用してよいものとする。